

市役所通り周辺屋外公共空間高質化等推進業務委託に係る共同企業体取扱要綱

〔 5 川ま 抛 第 270 号
令和 5 年 9 月 29 日 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する市役所通り周辺屋外公共空間高質化等推進業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第 2 条 共同企業体に発注する業務は、市役所通り周辺屋外公共空間高質化等推進業務に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

- ア 現況整理
- イ 事業企画・立案
- ウ 効果検証
- エ 稲毛公園リノベーション計画・設計
- オ 稲毛公園におけるリノベーションの実施
- カ ワークショップ等の開催（1回）
- キ 報告書作成

(履行方式)

第 3 条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(共同企業体の結成方法等)

第 4 条 共同企業体の結成は、任意に結成するものとする。ただし、当該委託業務に係る 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(参加申込)

第 5 条 共同企業体は、本委託業務にかかる公募型プロポーザル方式募集要領に定めるプロポーザル参加意向申出書（以下「申出書」という。）に委任状（第 1 号様式）及び共同企業体協定書（第 2 号様式）を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 申出書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、企画提案書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、参加申込を行うことができるものとする。

3 前項の申込みを行う場合は、申出書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第 7 条 市長は、申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第8条 共同企業体の存続期間は、公募型プロポーザルの結果、委託業務の受託者となった共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月を経過した日までとし、それ以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の請負契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第9条 市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第10条 市長は、単独企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。